

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

弘前市へ申請後、1か月以内に指定する口座へ振り込みます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

弘前市から確認書を送付します

※中身をご確認・ご回答のうえ、弘前市へご返送ください。

申請が必要です

※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
※弘前市では、1月20日から相談窓口を設置します。混雑が予想されますので、事前にご予約くださるようお願いいたします。

お手続きにつきましては、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。
詳しくは広報ひろさき2月1日号または市ホームページをご確認ください。
（市ホームページは情報を随時更新していきます。）